様式第三を次のように改める。

様式第三　削除

（不動産の鑑定評価に関する法律施行規則の一部改正）

第三十六条　不動産の鑑定評価に関する法律施行規則（昭和三十九年建設省令第九号）の一部を次のように改正する。

第十九条を次のように改める。

第十九条　削除

第四十一条中「身分証明書」の下に「（国の職員が携帯するものを除く。）」を加える。

別記様式第二を次のように改める。

別記様式第二　削除

「

別記様式第十中	地方整備局長 北海道開発局長 （　知　事）	印

」を「知事　印」に改める。

（河川法施行規則の一部改正）

第三十七条　河川法施行規則（昭和四十年建設省令第七号）の一部を次のように改正する。

第三十五条第一項中「証明書」の下に「（国の職員が携帯するものを除く。以下この条において同じ。）」を加える。

（小型船造船業法施行規則の一部改正）

第三十八条　小型船造船業法施行規則（昭和四十一年運輸省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第十七条を次のように改める。

第十七条　削除

第四号様式を削る。

（土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第三十九条　土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法施行規則（昭和四十二年運輸省令第八十六号）の一部を次のように改正する。

第八条及び第三号様式を削る。

（タクシー業務適正化特別措置法施行規則の一部改正）

第四十条　タクシー業務適正化特別措置法施行規則（昭和四十五年運輸省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

第四十三条を次のように改める。

第四十三条　削除

第十八号様式を削る。

（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部改正）

第四十一条　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十二条の二の四十二」を「第十二条の二の四十一」に、「第十二条の二の四十三」を「第十二条の二の四十二」に改める。

第十一条の三第三項中「第十二条の二の四十四」を「第十二条の二の四十三」に改める。

第十二条の二の四十一を削り、第十二条の二の四十二を第十二条の二の四十一とし、第二章の三中第十二条の二の四十三を第十二条の二の四十二とし、第十二条の二の四十四を第十二条の二の四十三とする。

第十二条の三の二の三第二項中「第一号の四の六様式」を「第一号の四の五様式」に改める。

第十二条の三の二の四第二項中「第一号の四の七様式」を「第一号の四の六様式」に改める。

第三十九条を削り、第三十九条の二第七項中「第八号様式」を「第七号様式」に改め、同条を第三十九条とする。

第四十条第四項中「第八号様式」を「第七号様式」に改める。

第一号の四の五様式を削り、第一号の四の六様式を第一号の四の五様式とし、第一号の四の七様式を第一号の四の六様式とする。

第七号様式及び第七号の二様式を削る。

第八号様式中「第39条の２」を「第39条」に改め、同様式を第七号様式とする。

（旅行業法施行規則の一部改正）

第四十二条　旅行業法施行規則（昭和四十六年運輸省令第六十一号）の一部を次のように改正する。

第三十七条の七を削り、第三十七条の八を第三十七条の七とし、第三十七条の九を第三十七条の八とする。

第四十二条中「第十七号様式」を「第十六号様式」に改める。

第四十四条中「第十八号様式」を「第十七号様式」に改める。

第四十五条第一項中「第十九号様式」を「第十八号様式」に改め、同条第二項中「第二十号様式」を「第十九号様式」に改める。

第四十八条中「第三十七条の八まで」を「第三十七条の七まで」に、「第三十七条の八第一号」を「第三十七条の七第一号」に改め、「、第三十七条の七中「第十六号様式」とあるのは「第二十一号様式」と」を削る。

第七十三条中「証票」の下に「（国の職員が携帯するものを除く。）」を加え、「第二十二号様式」を「第二十号様式」に改める。

第十六号様式を削り、第十七号様式を第十六号様式とし、第十八号様式を第十七号様式とし、第十九号様式を第十八号様式とし、第二十号様式を第十九号様式とする。

第二十一号様式を削る。

第二十二号様式中「観光庁長官　　印」を「都道府県知事　　印」に改め、同様式を第二十号様式とする。

（積立式宅地建物販売業法施行規則の一部改正）

第四十三条　積立式宅地建物販売業法施行規則（昭和四十六年建設省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

第三十条中「証明書」の下に「（国の職員が携帯するものを除く。）」を加える。

別記様式第十三中「国土交通大臣　　㊞」を「知事　　㊞」に改める。

（軽自動車検査協会に関する省令の一部改正）

第四十四条　軽自動車検査協会に関する省令（昭和四十七年運輸省令第五十二号）の一部を次のように改正する。

第十六条を次のように改める。

第十六条　削除

別記様式を削る。

（船舶油濁等損害賠償保障法施行規則の一部改正）

第四十五条　船舶油濁等損害賠償保障法施行規則（昭和五十一年運輸省令第三号）の一部を次のように改正する。

第二十九条を削り、第三十条を第二十九条とし、第三十一条から第三十三条までを一条ずつ繰り上げる。

第十号様式を削る。